

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規程

（ 事業の目的 ）

第1条 医療法人 馨仁会 藤掛病院（以下「当院」という）が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供する事を目的とする。

（ 運営方針 ）

第2条 当院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行う事により、療養生活の質の向上を図る。

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（ 事業所の名称等 ）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名 称 医療法人 馨仁会 藤掛病院
- 2 所在地 岐阜県可児市広見 8 7 6

（ 従業者の職種、員数及び職務内容 ）

第4条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

医師 1名

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うと共に、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（ 営業日及び営業時間 ）

第5条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 火曜日～土曜日
- 2 営業時間 火曜日～金曜日 14時～17時 、 土曜日 9時～12時。

※ ただし、国民の祝日、年末年始を除く。

※ 電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

（ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類 ）

第6条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

（ 通常の事業の実施地域 ）

第7条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施地域は、次の通りとする。

可児市、多治見市、御嵩町、八百津町

（ 利用料その他の費用の額 ）

第8条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

※ 医師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の場合は、訪問診療により交通費を算定しているため、徴収しない。

（ 苦情処理 ）

第9条 患者及びその家族は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出る事ができる。

- 2 事業所は、あらかじめ苦情受付担当者を「重要事項説明書」に記載する。
- 3 苦情受付担当者は、苦情の申し出があった場合速やかに事実関係を調査し必要な対策等を行う。

（ 事故発生時の対応 ）

第10条 事業所は、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の応急処置並びに医療機関への搬送等の処置を講ずると共に、市町村、利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、当該サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（ 虐待の防止のための措置 ）

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（ 業務継続計画の策定 ）

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ 衛生管理等 ）

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しない様に、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ 身体的拘束等の禁止 ）

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当院が定めるものとする。
- 4 事業所には、当該サービスの提供に関する記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成25年 8月26日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

第10条 一部変更、第11条 虐待防止のための措置 新設、第12条 業務継続計画の策定 新設
第13条 衛生管理等 新設、第14条 身体的拘束等の禁止 新設、第11条を第15条に変更。